

固定資産現所有者申告書

記載例

(宛先)
滋賀県大津市長

申告者
(現所有者代表者)

①相続人のうち、納税通知書を受領される方をご記入ください。

〇年 〇月 〇日

フリガナ	オオツ ハナコ	宛名番号	
氏名(名称)	大津 花子	被相続人との続柄	妻
		生年月日	〇年〇月〇日
住所	大津市御陵町3番1号		
電話番号	077-523-1234		

登記簿に登記又は固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したので、大津市市税条例第78条の3の規定により、申告します。

(課税台帳上の被相続人)	フリガナ	オオツ タロウ	宛名番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	大津 太郎	生年月日	〇年〇月〇日
	住所	大津市御陵町3番1号		
	死亡年月日	〇年〇月〇日		

②亡くなられた方の氏名、住所等をご記入ください。

代表者以外の現所有者

※現所有者(共有者)欄に記入されますと、共有名義での課税となります。

現所有者	フリガナ	オオツ イチロウ	被相続人との続柄	子
	氏名(名称)	大津 一郎	生年月日	〇年〇月〇日
	住所	大津市御陵町3番1号		
現所有者	フリガナ	オオツ フミコ		
	氏名(名称)	大津 二三子		
	住所	大津市御陵町3番1号		

③代表者以外の相続人がいる場合、必要に応じてご記入ください。
※ご記入は必須ではありません。

④被相続人(故人)と現所有者(相続人)の続柄の分かるものを添付してください。
「戸籍謄本(抄本)」「法定相続人情報」「遺言書、遺産分割協議書」等
※添付いただく書類は写しでも可です。

よくあるお問い合わせ

Q: 相続放棄をしているのですが。

A: 相続放棄の申述受理通知書もしくは証明書の写しをご提出ください。

Q: 現所有者が複数いる場合は、納税通知書は全員に送付されますか。

A: 納税通知書は申告者(現所有者代表者)の方にお送りいたします。

Q: 相続をどうするか話し合いの最中なのですが、現所有者申告書を提出すると相続の権利は確定してしまいますか。

A: 現所有者申告書は、固定資産税・都市計画税に関するものです。相続の権利確定や登記名義人の変更等、所有権に関する申告ではありません。

Q: 今まで口座振替をしていたのですが。

A: 相続登記や現所有者申告によって納税義務者の変更があった場合、旧の納税義務者の振替口座情報は引き継ぎません。新たに付番される宛名番号で、再度、金融機関にて口座振替の手続きをしてください。